

病院局

1 行政職給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	7	6.6	主事	7	52	49.1	役付以外
				計	7			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	22	20.8	主事	18	32	30.2	係長級
				技師	4			
				計	22			
3級	1 係長の職務 2 主任の職務	29	27.4	主任	23	32	30.2	係長級
				係長	4			
				その他(係長級)	2			
				計	29			
4級	困難な業務を処理する係長の職務	26	24.5	係長	23	11	10.4	課長補佐級
				その他	3			
				計	26			
5級	課長補佐の職務	5	4.7	病院の課長	2	8	7.5	課長級
				その他	3			
				計	5			
6級	1 副参事又は技佐の職務 2 困難な業務を処理する課長補佐の職務	10	9.4	病院の課長	3	8	7.5	課長級
				その他(課長補佐級)	3			
				副参事	2			
				その他(課長級)	2			
				計	10			
7級	1 本庁の課長の職務 2 困難な業務を処理する副参事又は技佐の職務	4	3.8	副参事	2			
				その他	2			
				計	4			
8級	本庁の部の次長の職務	2	1.9	病院局長	1	3	2.8	次長級
				事務局長	1			
				計	2			
9級	1 本庁の部長の職務 2 本庁の部の困難な業務を処理する次長の職務	1	0.9	事務局長	1	0	0.0	部長級
				計	1			
合計		106	100.0					

備考

- 一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 職名及び人数には再任用職員及び一般任期付職員（任期付職員法第3条第2項）分を含む。
- 級別及び職制上の段階別の人数割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある（他の表において同じ）。

2 医療職給料表（一）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1 級	医療業務を行う医師又は歯科医師の職務	35	20.0	医員 技師 計	31 4 35	72	41.1	役付以外
2 級	1 保健所の課長の職務 2 精神保健福祉センターの部長の職務 3 相当高度の知識又は経験に基づき 困難な医療業務を行う医師又は 歯科医師の職務	57	32.6	医員 その他(役付以外) 医長 その他(係長級) 計	32 5 14 6 57			
3 級	1 保健所（規模の大きい保健所を除く。）の長の職務 2 精神保健福祉センターの長の職務 3 保健所の困難な業務を処理する課長の職務 4 精神保健福祉センターの困難な業務を処理する部長の職務	70	40.0	部長 医長 その他(係長級) 局長 その他(課長級) 計	43 12 11 2 2 70	9	5.1	課長級
4 級	1 規模の大きい保健所の長の職務 2 保健所（規模の大きい保健所を除く。）の困難な業務を処理する長の職務 3 精神保健福祉センターの困難な業務を処理する長の職務	13	7.4	その他(課長級) 病院長 副院長 その他(次長級) 計	5 1 5 2 13			
合計		175	100.0					

備考

一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

3 医療職給料表（二）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う技師の業務	0	0.0			127	69.0	役付 以外
				計	0			
2級	高度の技術又は経験を必要とする 業務を行う技師の職務	29	15.8	技師	29			
				計	29			
3級	1 主任の職務 2 特に高度の技術又は経験を必要 とする業務を行う技師の職務	95	51.6	技師	37	49	26.6	係長級
				主任	58			
				計	95			
4級	1 係長又は副科長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務	17	9.2	主任	3	7	3.8	課長 補佐級
				専門員	14			
				計	17			
5級	1 出先機関の課長又は科長の職務 2 困難な業務を処理する係長又は 副科長の職務	29	15.8	専門員	19	1	0.5	課長級
				その他	10			
				計	29			
6級	1 規模の大きい出先機関の次長の 職務 2 規模の大きい出先機関の困難な 業務を処理する課長又は科長の職務 3 出先機関の困難な業務を処理する 課長又は科長（2に掲げる課長又は 科長を除く。）の職務	11	6.0	副科長	6	3	1.6	
				科長	3			
				その他	2			
				計	11			
7級	1 出先機関の長の職務 2 規模の大きい出先機関の困難な 業務を処理する次長の職務 3 規模の大きい出先機関の 特に困難な業務を処理する課長 又は科長の職務	3	1.6	科長	2	1	0.5	
				局長	1			
				計	3			
合計		184	100.0					

備考

- 一の職が2又は3の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。
- 職名及び人数には再任用職員分を含む。

4 医療職給料表（三）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0			615	81.1	役付以外
				計	0			
2級	1 保健師、助産師又は看護師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする 准看護師の職務	143	18.9	看護師	143			
				計	143			
3級	1 主任の職務 2 特に高度の技術又は経験を必要 とする看護師の職務	348	45.9	看護師	97			
				主任	251			
				計	348			
4級	1 係長の職務 2 副看護師長の職務 3 困難な業務を処理する主任の職務	132	17.4	主任	124	93	12.3	係長級
				専門員	6			
				その他（係長級）	2			
				計	132			
5級	1 副看護部長、看護師長又は 教務主任の職務 2 保健所の課長の職務 3 困難な業務を処理する係長の職務 4 困難な業務を処理する副看護部長 の職務	102	13.5	副看護部長	63	47	6.2	課長補佐級
				専門員	21			
				その他（係長級）	1			
				看護師長	15			
				その他（課長補佐級）	2			
				計	102			
6級	1 総看護師長の職務 2 教頭の職務 3 困難な業務を処理する副看護 部長、看護師長又は教務主任の職務 4 保健所の困難な業務を処理する 課長の職務	31	4.1	副総看護師長	6	3	0.4	課長級
				看護師長	21			
				その他（課長補佐級）	3			
				その他（課長級）	1			
				計	31			
7級	困難な業務を処理する総看護師長の 職務	2	0.3	看護局長	1			
				総看護師長	1			
				計	2			
合計		758	100.0					

備考

一の職が2の級に掲げられている職で、上位の級にあたる職員の職務については、より困難な業務又は高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行うものとする。

5 現業職給料表（一）

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技術員の職務	0	0.0	技術員		10	100.0	役付以外
				計	0			
2級	高度の技能又は経験を必要とする 業務を行う技術員の職務	0	0.0	技術員				
				計	0			
3級	副技師の職務	3	30.0	副技師	3			
				計	3			
4級	技師の職務	3	30.0	技師	3			
				計	3			
5級	困難な業務を処理する技師の職務	4	40.0	技師	4			
				計	4			
	合計	10	100.0					

備考

職名及び人数には再任用職員及び任期付常勤職員（任期付職員法第4条）分を含む。

6 特定任期付職員給料表

	級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する業務	0	0.0			0	0.0	役付以外
				計	0			
2号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な業務	0	0.0			0	0.0	課長補佐級
				計	0			
3号給	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務	2	100.0	主査 部長	1 1	2	100.0	課長級
				計	2			
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務	0	0.0			0	0.0	部長級
				計	0			
5号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務で重要なもの	0	0.0			0	0.0	部長級
				計	0			
6号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務で重要なもの	0	0.0			0	0.0	部長級
				計	0			
7号給	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な業務で特に重要なもの	0	0.0			0	0.0	
				計	0			
合計		2	100.0					

備考

特定任期付職員とは、任期付職員法第3条第1項に規定する職員を指す。